次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1　肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を原料として生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　（略） 2　規則第一条第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～五　（略） 六　次に掲げる工程の全てを経て処理する方法又はこれと同等以上の感染性を低下させる方法 イ　脱脂 ロ　酸による脱灰 ハ　酸処理又はアルカリ処理 ニ　ろ過 ホ　摂氏百三十八度以上で四秒間以上の殺菌処理 3　（略）	1　肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　（略） 2　規則第一条第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～五　（略） （新設） 3　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

○農林水産省告示第四百五十八号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホの規定に基づき、平成二十六年七月二日農林水産省告示第八百七十五号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これに加える。

改正後	改正前
肥料取締法施行規則第一条第一号ホの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。 一　軽焼マグネシア（肥料の配合に当たって全重量の二十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。） 二　鶏ふん燃焼灰（肥料の配合に当たって全重量の二十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。） 三　消石灰（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。） 四　石灰窒素（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）	肥料取締法施行規則第一条第一号ホの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。 （新設） （新設） 一　消石灰（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。） （新設）